

- 目 次 -

第1 高山市森林整備計画の考え方	-----	1
(1) 計画の位置づけ	-----	2
(2) 計画の性格と構成	-----	3
(3) 計画期間	-----	3
第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性	-----	4
(1) 社会情勢及び国・県の動向	-----	5
(2) 高山市の現状・課題	-----	7
(3) 高山市の森林づくりの基本的方向性	-----	13
第3 基本施策	-----	16
(1) 100年先を見すえた森林づくり	-----	17
① 木材生産区域の整備、拡大	-----	17
② 環境保全区域の整備	-----	21
③ 観光景観区域の整備	-----	23
④ 生活保全区域の整備	-----	23
⑤ 災害に強い森林の適正管理	-----	24
(2) 市産材利用に向けた木材産業づくり	-----	28
① 市産材の利用拡大	-----	28
② 森林資源の有効活用	-----	29
③ 木材利用に向けた普及啓発	-----	30
(3) 森林・林業を支える人づくり	-----	32
① 林業の担い手の確保・育成	-----	32
② 多様な林業事業者への支援	-----	33
③ 森林・林業に係る普及啓発	-----	35
○ 推進体制	-----	38
① 施策推進のための手法	-----	38
② 役割分担	-----	38
基本施策の指標	-----	40

第4 森林整備を進める基準	-----	41
(1) 伐採、造林、間伐、保育その他森林整備に関する基本的な事項	-----	42
① 森林機能区分に応じた森林づくりの方向性	-----	42
② 森林の4区分ごとの森林整備方針	-----	44
③ 森林施業の合理化に関する基本方針	-----	47
(2) 公益的機能別施業森林の整備などに関する事項	-----	48
① 公的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	-----	48
② 木材生産林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）の区域及び当該区域における森林施業の方法	-----	51
(3) 森林の立木竹の伐採に関する事項	-----	53
① 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	-----	53
② 樹種別の立木標準伐期齢	-----	56
(4) 造林に関する事項	-----	57
① 人工造林に関する事項	-----	57
② 天然更新に関する事項	-----	59
③ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	-----	65
④ 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	-----	66
⑤ その他必要な事項	-----	66
(5) 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	-----	69
① 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	-----	69
② 保育の作業種別の標準的な方法	-----	71
③ その他間伐及び保育の基準	-----	71
④ その他必要な事項	-----	72
(6) 森林の保健機能の維持増進を図る森林に関する事項	-----	74
① 森林の保健機能の維持増進を図る森林の区域	-----	74
② 森林の保健機能の維持増進を図る森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	-----	74
③ 森林の保健機能の維持増進を図る森林の区域内における森林保健施設の整備	-----	75
④ その他必要な事項	-----	75
(7) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	-----	76
① 森林の経営の受委託などによる森林の経営規模の拡大に関する方針	-----	76
② 森林の経営の受委託などによる森林の経営規模の拡大を促進するための方策	-----	76

③ 森林の施業又は経営の受託などを実施する上で留意すべき事項	-----	76
④ 森林経営管理制度の活用に関する事項	-----	76
(8) 森林施業の共同化の促進に関する事項	-----	77
① 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	-----	77
② 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	-----	77
(9) 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	-----	77
① 路網の整備に関する事項	-----	77
(10) その他森林整備の方法に関し必要な事項	-----	84
① 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	-----	84
(11) その他森林の整備のために必要な事項	-----	85
① 森林経営計画の実行に当たり特に留意すべき事項	-----	85
② 鳥獣害の防止に関する事項	-----	86
第5 森林整備を進める計画量	-----	87
(1) 病虫害の被害を受けているため緊急に伐採を促進すべき林分	-----	88
(2) 森林施業共同化重点的实施地区	-----	88
(3) 作業路網の整備計画	-----	89
(4) その他森林の整備のために必要な施設の整備	-----	97
(5) 林産物の生産・流通・加工・販売施設	-----	101
(6) 森林の総合利用施設	-----	102
参考資料	-----	104
(1) 高山市の森林・林業統計	-----	105
(2) 森林・林業関係用語集	-----	119
(3) その他	-----	135
別表		
別表1 将来目標区分の森林の区域		
別表2 森林機能区分の森林の区域		
別表3 森林機能区分の森林の区域のうち、 施業の方法を特定すべき森林等の区域		
別表4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林		
別表5 鳥獣害防止森林区域		